

株式会社 エクサ 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、「先進的なITとビジネスソリューションにより、お客様の経営課題に取り組み、お客様の事業発展への寄与を通じて、社会の情報化推進に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制システムを構築・運用する。また、本基本方針およびそれにしたがって構築された内部統制システムについては、継続的な見直し、改善に努める。

I. 会社法第 362 条第 4 項第 6 号および同条第 5 項、会社法施行規則第 100 条第 1 項に掲げる体制

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
代表取締役等の経営陣は、当社の業態に応じて生ずる可能性が高い法令等違反行為を把握し、次項以下に定めるところにより、その監視・予防体制を構築し、万が一法令等違反行為が生じた場合の対処を行う。

- (1) 経営トップ以下社内全員に倫理・法令遵守の浸透を図るため、行動規範「企業行動基準」を定めるとともに、社内全員は入社時と年1回、最新の「企業行動基準」を遵守することを誓約する。
- (2) 倫理・法令遵守に関する情報の共有を図るとともに、施策推進のためコンプライアンスに関する委員会を設置する。
- (3) コンプライアンスの内容に対応した部門が、倫理・法令遵守状況についてモニタリングし、必要な対策を講ずる。
- (4) 法令違反行為等に関する、社内および取引先からの通報を受け付け適切な処理を行うため、内部通報制度(企業倫理ホットライン)を整備する。
- (5) 万が一法令違反等が発生した場合には、必要に応じて、内規に従った社内調査、処分等を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会の決議・報告事項に関する情報および経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、法令および各文書の保存・管理の規定にしたがい、議事録および関連文書を作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、各文書の保存・管理の規定にしたがい、適切に作成、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) サービスの品質、情報セキュリティなど当社ビジネス全般に関するリスク、自然災害など外部要因に起因するリスクなど、業務に多大な影響を与えるリスクの評価およびその管理ならびにリスクが現実化した場合の対応等のため、代表取締役の下にリスクマネジメントに関する委員会を設置する。
- (2) 個々のリスクの管理については、それぞれの対応部門にて必要に応じ、規程・ガイドラインの制定、研修の実施を行い、随時、リスクマネジメントに関する委員会に報告するものとする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の効率化および意思決定の迅速化を図るため、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役社長執行役員の指示の下に業務を執行する。
- (2) 毎年年初に設定される社長方針および経営指標を受けて、各部門で方針および主要指標を設定し、組織内での目標共有と推進を行うとともに、重点施策・項目の進捗を定期的に把握することにより、業務の効率性を確保する。
- (3) 情報システムの整備等により、経営上、重要な情報を収集・伝達できるようにし、意思決定の正確性・迅速性を確保する。

5. 当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は日本アイ・ビー・エム株式会社の子会社であり、親会社が保持する倫理・法令遵守、リスク管理、財務報告、情報開示などの体制の中に、当社および当社の子会社それぞれの体制が組み込まれ、企業集団としての体制を構築する。

- (1) 倫理・法令遵守、リスク管理、財務報告、情報開示などに関する重要事項の決定にあたっては、当社および当社の子会社は、それぞれの親会社への報告または承認を取得した上で行う。
- (2) 倫理・法令遵守につき、親会社の行動規範「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」をもとに制定した「企業行動基準」の下、当社および当社の子会社は遵守体制を構築する。
- (3) 財務報告および情報開示につきマネジメントはその網羅性・正確性を保証する。
- (4) 当社および当社の子会社は、それぞれの親会社の監査および自己査定報告により、法令および定款の遵守状況ならびに業務の効率性その他の内部統制が有効に機能していることを確認する。
- (5) 当社による子会社の議決権の行使にあたっては、子会社における業務の適正確保に留意する。
- (6) 親会社をはじめとする株主に対して、適時・適切に情報を開示する。

II. 会社法施行規則第100条第3項に掲げる体制

1. 監査役の職務を補助する使用人、その独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していない。

2. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役等、使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および子会社の取締役等は次に定める事項を監査役に報告することとする。報告の時期、頻度、提供方法などは、各事項の特性を鑑み、個別に協議の上定める。

- ① 経営会議で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ リスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重要な法令・定款違反
- ⑥ 内部通報の状況およびその内容
- ⑦ その他コンプライアンス上必要な事項

(2) 使用人等および子会社の使用人等は、前項に関する重要な事実を発見した場合、監査役に直接報告することができるものとする。

(3) 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

3. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払い又は償還に応じる。

4. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

以上

2006年 5月23日 取締役会決議

2012年 7月31日 取締役会改定決議

2015年 4月28日 取締役会改定決議